

国立大学法人電気通信大学基金事務局規程

平成24年 3月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学基金規程第12条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学基金事務局（以下「大学基金事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 大学基金事務局は、大学基金に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学基金の寄附金募集に関すること。
- (2) 大学基金の事業計画の策定に関すること。
- (3) 大学基金の受入れ及び運用の管理に関すること。
- (4) 大学基金運営委員会に関すること。
- (5) その他大学基金の管理及び運営に関すること。

(組織)

第3条 大学基金事務局は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 局長
- (2) 統括主幹
- (3) 事務局員

(局長)

第4条 局長は、本学の理事のうちから学長が指名する。

2 局長は、大学基金事務局の業務を掌理する。

(統括主幹)

第5条 統括主幹は、本学の職員のうちから学長が指名する。

2 統括主幹は、局長を補佐し、大学基金の募集広報及び事業計画の策定等に関する事務を統括する。

(事務局員)

第6条 事務局員は、本学の職員のうちから学長が指名する。

(事務)

第7条 大学基金事務局は、関係部署の協力を得て、大学基金に関する事務を処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、大学基金事務局に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年3月27日から施行する。